

相模原市障害福祉サービス介護給付費等支給決定基準 Q&A

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

<策定にあたって>

Q1 支給決定基準の対象サービスと目的は。

支給決定基準の対象は、障害者の在宅生活を支援する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）です。支給決定基準については、厚生労働省通知において、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定について支給決定基準を定めておくことが適当である。」とされています。また、今後の障害福祉サービス利用者の増加などを踏まえ、支給量に関する基準と決定までのプロセスを明確化し、より公平かつ適正な支給決定を行うために、支給決定基準を定めるものです。

Q2 支給決定基準を設けることで、これまでのサービス支給量が減らされるのではないか。

この支給決定基準は、支給量を決定する際に目安となる支給量を定めるもので、支給量の上限を定めるものではありません。

サービス等利用計画案が支給基準時間を超える場合は、「支給基準時間を超える理由書」の内容から障害の状況や生活の状況などを勘案し、必要に応じて「相模原市障害福祉サービス支給決定検討会議」や「相模原市障害支援区分判定等審査会」の意見を聞いた上で、支給量を決定します。

Q3 近隣市や他の指定都市とのバランスは考慮されているのか。

近隣市や他の政令市では、いずれも厚生労働省の定める国庫負担基準から算出した時間をもとに基準を定めており、本市におきましても、他市との均衡の観点から、国庫負担基準をもとに市の基準を定めることといたしました。

Q4 いつから適用となるのか。

令和3年4月1日以降に申請が受理されたものから適用となります。それまでに更新の手続きをされている方については、次回更新から適用となります。

また、国庫負担基準の変更に伴い、本市支給決定基準を改正した場合も、改正日以降に申請が受理されたものから、改正後の基準を適用します。

<支給時間の算定について>

Q 5 国庫負担基準とは何か。

障害福祉サービスに係る費用については、原則として1割を利用者ご本人が負担し、残りの9割を国・県・市が負担しています。このうち国費については、市町村間のサービスのばらつきをなくし公平に配分するために、市町村に対する国庫負担の上限（国庫負担基準）を定めています。

なお、国庫負担基準は報酬改定に合わせて見直されるため、それに合わせて本市の支給基準時間についても見直しを行います。

Q 6 サービス等利用計画案が支給基準時間を超える場合、計画案が認められないことがあるのか。

支給決定基準は、国庫負担基準をもとに目安となる支給量を定めるもので、支給量の上限ではありません。サービス等利用計画案が支給基準時間を超える場合は、「支給基準時間を超える理由書」にご本人の障害の状況や生活の状況等をできるだけ詳細に記入してください。その内容や利用実績等をもとに、必要に応じて医師等で構成する「相模原市障害支援区分判定等審査会」等からの意見を踏まえ、支給量を決定します。

Q 7 介護者の有無や身体特性、行動特性等により特に手厚い介護が必要な場合など、個々の状況は支給時間に加味されるのか。

利用者ご本人の障害の特性や生活環境等により特に手厚い介護が必要であるなどの事情から、サービス等利用計画案が支給基準時間を超える場合は、「支給基準時間を超える理由書」にご本人の状況等をできるだけ詳細に記入してください。その内容や利用実績等をもとに、必要に応じて「相模原市障害支援区分判定等審査会」等からの意見を踏まえ、支給量を決定します。

Q 8 2人の支援員による介護が必要なため支給基準時間を超えてしまうがどうすればいいか。

ご本人の障害の特性などから2人以上の支援員による介護が必要なため、利用計画案が支給基準時間を超える場合は、「支給基準時間を超える理由書」にご本人の状況等をできるだけ詳細に記入してください。その内容や利用実績等をもとに支給量を決定します。なお、支給基準時間を大幅に超える場合は、「相模原市障害支援区分判定等審査会」等の手続きを経る場合がありますので、できるだけ早めの利用計画案の提出をお願いします。

<支給基準時間を超える理由書について>

Q9 サービス等利用計画案が、支給基準時間を超える場合は、「支給基準時間を超える理由書」を必ず提出しなくてはならないのか。

利用計画案が支給基準時間を超える場合は、必ず「支給基準時間を超える理由書」をご提出ください。また、理由書に記載された内容をもとに、支給時間を決定しますので、ご本人の障害の状況や生活の状況等をできるだけ詳細に記入してください。

※サービス等利用計画案が、支給基準時間を超えない場合は提出の必要はありません。

<運用について>

Q10 申請から決定までに時間がかかるのではないのか。

できる限り速やかな決定に努めてまいりますが、支給基準時間を大幅に超える場合は、「相模原市障害福祉サービス支給決定検討会議」又は「相模原市障害支援区分判定等審査会」の審査が必要な場合がありますので、できるだけ早めの計画案の提出をお願いします。（最長で1か月半程度を要するものと想定しています。）

なお、支給決定までに急を要する場合は、提出していただいた窓口で暫定の支給決定を即時に行います。この場合、あくまでも暫定の決定になりますので、「相模原市障害福祉サービス支給決定検討会議」又は「相模原市障害支援区分判定等審査会」で審査を行った結果、支給時間が変更となる場合があります。

Q11 毎年同じ手続きが必要になるのか。

サービス等利用計画案が支給基準時間を超える場合は、更新の際に必ず「支給基準時間を超える理由書」の提出が必要です。

ただし、サービス等利用計画案の支給時間が、現在の支給時間の範囲内であり、かつ、生活状況等に変化がない場合には、障害支援区分の更新時を除き、「相模原市障害福祉サービス支給決定検討会議」及び「相模原市障害支援区分判定等審査会」の審査を省略することができます。